

VI 卷 末 資 料

(参考)

大規模小売店舗立地法の届出について

○大型店（1,000㎡超の店舗）の新設〔床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む〕

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の新設をしようとするとき	法第5条1項	○	○	○	○

○届出事項の変更

◎以下は、
 上段：大規模小売店舗立地法の届出（5条1項、附則5条1項）を行ったことがある大型店が届出事項を変更しようとするとき
 下段：既存店（大店立地法の届出を行ったことがない大型店）が法第5条1項4～6号の事項を変更しようとするとき

〈大型店の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・名称を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・商号を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき（ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件）	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の名称（商号等）を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の住所が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・代表者を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・新設する日を繰り上げるとき（ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除きます）	法第6条2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈店舗面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡を超えるとき（ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000㎡以下の場合でも届出が必要です）	法第6条2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条1項	○	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡超となるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○※1	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡以下となるとき	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

※1 都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※2 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈付属施設の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき※1	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○

※1 現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡張する場合は除きます。

※2 都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※3 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈駐車場、駐輪場の収容台数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・収容台数を減少させるとき（借り上げ駐車場等の解約による減少も含みます。）	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・飲食店等の併設施設と、小売店舗が駐車（輪）場を共用しており、施設全体の駐車（輪）場の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設するとき（小売店舗来客者のための駐車（輪）場収容台数が減少する場合は該当）	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・収容台数を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・面積を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・面積を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈廃棄物等保管施設の容量の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・容量を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・容量を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈開店時刻の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・開店時刻を繰り上げるとき（既存店については繰り下げの場合も必要です）	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○
・閉店時刻を繰り下げるとき（既存店については繰り上げる場合も必要です）	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・利用可能な時間帯を変更するとき（店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限ります。）	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・数を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・位置を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・時間帯を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※ 都道府県が認める場合は、説明会に代わる届出等の要旨の掲示によることが可能です。

〈大型店の廃止〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店を廃止するとき（1,000㎡以下にするときを含みません）	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×